

【横浜市北部児童相談所】会計年度任用職員（月額職） 児童虐待対応協力員（令和8年4月1日採用）募集要項

1 業務内容

- (1) 児童虐待に関する調査、連絡調整等
- (2) その他児童虐待事業の事務補助及び児童福祉に関する相談援助業務等
- (3) 大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

2 勤務場所

横浜市北部児童相談所（横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1）

3 応募資格

- (1) 児童福祉に理解のある者
- (2) 社会福祉士又は社会福祉主事任用資格があるとなおよい
- (3) パソコンの基本的な操作ができること
- (4) 窓口、電話応対ができること
- (5) 次のいずれにも該当しないこと
 - ・児童福祉法、刑法、その他児童福祉に関連する法令に違反し、または違反するおそれのある行為を行った者
 - ・過去に児童福祉施設等で懲戒処分等を受けたことがある者、職務上の不適切行為のあった者

4 募集人数

1名

5 勤務条件及び報酬

- (1) 任用期間
令和8年4月1日～令和9年3月31日
※年度末まで任期があり、かつ翌年度も年度当初から同一の職がある場合、能力実証のうえで再度任用する場合があります。（採用から最大4回）
- (2) 勤務日・時間
月～金のうち週4日（国民の祝日、閉庁日を除く）
午前8時45分～午後5時15分（休憩時間 午後0時～午後1時）
- (3) 給与
月額234,000円（令和7年度実績額です。任用期間中に報酬が変更となる可能性があります。）
期末・勤勉手当、通勤費用（実費相当額）を別途支給
- (4) 休暇
年次休暇、夏季休暇等
- (5) 社会保険等
横浜市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険に加入。横浜市職員厚生会（任意加入）
※その他の勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

6 応募方法

- (1) 提出書類
申込書（所定様式）、作文用紙（所定様式）、資格を有していることを確認できる書類（履修証明書等）（写）
様式は横浜市ホームページよりダウンロードできます。
※提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承願います。
- (2) 提出方法及び提出期限
持参又は郵送
令和8年2月13日（金）正午 必着
※ 持参時の受付：月曜日～金曜日の午前8時45分～午後5時（閉庁日を除く）
※ 郵送の場合の送付先
〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1
横浜市北部児童相談所 会計年度任用職員担当あて

7 選考

- (1) 選考方法 書類選考及び面接選考を実施します。
- (2) 選考日程 **令和8年2月17日（火）午前あるいは2月19日（木）午後予定**
※面接時間は、2月13日（金）以降に電話でお知らせします。
- (3) 面接会場 北部児童相談所（市営地下鉄センター南駅から徒歩6分、都筑区総合庁舎2階）

8 雇入時健康診断

内定者は採用後に雇入時健康診断を受診していただくことになります。

9 停止条件

令和8年度予算が横浜市議会において議決されなかった場合は、選考に合格されても採用されないことがあります。

《問合せ》 横浜市北部児童相談所 会計年度任用職員担当

〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1

電話 045-948-2441 ／ FAX 045-948-2452